



栃木県公報

平成28年
10月17日(月)
号外
第66号

目次

条 例

- 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正..... 1
- 栃木県手数料条例の一部改正..... 2
- 旅館業法施行条例の一部改正..... 2
- 栃木県警察本部内部組織条例の一部改正..... 3

本号で公布された条例のあらまし

◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正（栃木県条例第51号）

- 1 医療法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（別表第2関係）
- 2 この条例は、平成28年11月1日から施行することとしました。

◇栃木県手数料条例の一部改正（栃木県条例第52号）

- 1 建築基準法の一部改正に伴い、特定用途誘導地区内における建築物の容積率又は建築面積に関する特例の許可申請手数料を新設することとしました。
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。（以上別表第1関係）
- 3 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇旅館業法施行条例の一部改正（栃木県条例第53号）

- 1 旅館業法施行令の一部改正に伴い、宿泊者の数を10人未満とする簡易宿所営業の施設における1客室の床面積及び客室の収容定員の基準を定めることとしました。
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。（以上第4条及び第14条関係）
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、平成28年11月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県警察本部内部組織条例の一部改正（栃木県条例第54号）

- 1 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関するものを警務部の所掌事務とするため、所要の規定の整備をすることとしました。（第3条関係）
- 2 この条例は、平成28年11月30日から施行することとしました。

条 例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第五十一号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年栃木県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の項第十三号中「第四十六条の二第一項ただし書及び第四十六条の三第一項ただし書」を「第四十六条の五第一項ただし書及び第六項ただし書」に改め、同項第十四号中

「第四十六条の四第五項及び第六項」を「第四十六条の五の三第二項（法第四十六条の六の二第三項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第十六号を削り、同項第十五号中「第四十六条の四第七項第四号」を「第四十六条の八第四号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号の次に次の一号を加える。

(十五) 法第四十六条の六第一項ただし書の規定による認可の申請の受理等

別表第二の五の項第十七号中「第五十条第三項及び」を削り、同項中第二十一号を第二十三号とし、同項第二十号中「第五十七条第五項」を「第五十八条の二第四項（法第五十九条の二において準用する場合を含む。）及び第六十条の三第四項（法第六十一条の三において準用する場合を含む。）」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項中第十九号を第二十一号とし、第十八号を第二十号とし、第十七号の次に次の二号を加える。

(十六) 法第五十四条の九第三項の規定による認可の申請の受理等

(十九) 法第五十四条の九第五項の規定による届出の受理等

附 則

この条例は、平成二十八年十一月一日から施行する。

(行政改革推進室)

栃木県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第五十二号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例（昭和三十二年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中四百四十二の四の項を四百四十二の五の項とし、四百四十二の三の項を四百四十二の四の項とし、同表四百四十二の二の項中「第六十条の三第一項ただし書」を「第六十条の三第二項ただし書」に改め、同項を同表四百四十二の三の項とし、同表四百四十二の項の次に次のように加える。

四百四十二の二 建築基準法第六十条の三第一項第三号の規定に基づく建築物の容積率又は建築面積に関する特例の許可の申請に対する審査	十六万円
---	------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文書学事課)

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十七日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第五十三号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和二十三年栃木県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「五平方メートル」の下に「（法第三条第一項の許可の申請に係る宿泊者の数を十人未満とする場合にあつては、三・三平方メートル）」を加える。

第四条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第十四条中「こえて」を「超えて」に改め、同条各号を次のように改める。

- 一 ホテル営業 一客室の有効面積四・五平方メートルについて一人
- 二 旅館営業及び下宿営業 一客室の有効面積三・五平方メートルについて一人
- 三 簡易宿所営業 一客室の有効面積二平方メートル（法第三条第一項の許可の申請に係る宿泊者の数を十人未満とする場合にあつては、三・三平方メートル）について一人

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年十一月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の規定により簡易宿所営業の許可を受け、又は許可の申請をしている者の当該許可又は許可の申請に係る営業の施設については、この条例の施行の日以後その客室の延床面積及び一客室の床面積を変更せずに営業する場合に限り、改正後の第十四条第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（生活衛生課）

栃木県警察本部内部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十七日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第五十四号

栃木県警察本部内部組織条例の一部を改正する条例

栃木県警察本部内部組織条例（昭和二十九年栃木県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中（十四）を（十五）とし、（十四）から（十三）までを（十五）から（十四）までとし、（十三）の次に次のように加える。

- （十四） 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。

附 則

この条例は、平成二十八年十一月三十日から施行する。

（警察本部警務課）